

きぎょうじん  
地域活性化起業人の活用に係るQ&A

令和4年4月14日

一部改正 令和4年5月25日

一部改正 令和4年6月9日

一部改正 令和5年6月28日

一部改正 令和6年3月29日

一部改正 令和7年3月31日

一部改正 令和8年3月23日

## 目次

- Q 1 企業派遣型地域活性化起業人の制度活用までの流れは、どのようなものですか。
- Q 2 副業型地域活性化起業人の制度活用までの流れは、どのようなものですか。
- Q 3 シニア型地域活性化起業人の制度活用までの流れは、どのようなものですか。
- Q 4 制度を活用するにあたっては、事前に総務省に制度活用の許可を取る必要がありますか。
- Q 5 制度の活用開始時期に期限はありますか。
- Q 6 企業派遣型地域活性化起業人における、派遣元企業への負担金等は、総務省から派遣元企業に直接振り込まれますか。
- Q 7 企業派遣型地域活性化起業人において、協定期間中に派遣元企業から派遣する者を変えてもいいでしょうか。
- Q 8 支店、支社等から地域活性化起業人を受け入れることはできますか。また、三大都市圏外に本社、三大都市圏内に支社がある場合に、制度を活用することはできますか。
- Q 9 企業派遣型地域活性化起業人について、受入自治体の区域内において月の半分以上の業務に従事できないやむを得ない事情がある場合、どのように対応すればよいですか。
- Q 10 企業派遣型地域活性化起業人について、同一の派遣元企業から同一の受入自治体が連続して企業派遣型地域活性化起業人を受け入れる場合、本制度の対象は3年を上限とすることとされていますが、グループ会社の企業から同一の地方自治体に派遣する場合は、続けて派遣してよいですか。
- Q 11 企業派遣型地域活性化起業人について、労災保険等はどちら（派遣元企業か受入自治体）が負担すべきなのでしょう。
- Q 12 三大都市圏外の指定都市、中核市及び県庁所在市に所在する企業の社員を企業派遣型または副業型により活用する場合に留意すべきことはありますか。
- Q 13 協定等を締結する際に留意すべきことはありますか。
- Q 14 地域活性化起業人として、同時期に2つの市町村へ派遣されること及び同時期に2つの市町村で副業を行うことは可能ですか。また、企業派遣型地域活性化起業人と副業型地域活性化起業人を兼ねることは可能ですか。
- Q 15 副業型地域活性化起業人における留意点はありますか。

- Q16 副業型地域活性化起業人またはシニア型地域活性化起業人の業務委託の契約書等にはどのような記載が考えられますか。
- Q17 副業型地域活性化起業人またはシニア型地域活性化起業人の受入自治体における滞在日数要件である「月1日」については、要件である「月4日」や「月20時間」に含めることができますか。
- Q18 一般社団法人やNPO法人等に所属する者は、地域活性化起業人の対象となりますか。
- Q19 シニア型地域活性化起業人について年齢制限はありますか。
- Q20 シニア型地域活性化起業人の要件について、「おおむね5年以内」とありますが、退職後の期間はどのように確認すればよいですか。また、退職後5年を過ぎた者を活用することはできますか。
- Q21 シニア型地域活性化起業人を活用する場合に留意すべきことはありますか。
- Q22 地域活性化起業人の派遣元企業と請負契約を結ぶ蓋然性の高い業務に従事させないこととは、具体的にどのようなことでしょうか。
- Q23 月の途中で地域活性化起業人を受け入れた場合、月割により計算した額を算出する際に、受入月は算入してよいでしょうか。

**Q 1 企業派遣型地域活性化起業人の制度活用までの流れは、どのようなものですか。**

- 「企業派遣型地域活性化起業人」の制度活用までの大まかな流れは以下のとおりです。
  - ① 派遣元企業と受入自治体のマッチング
  - ② 派遣元企業と受入自治体との間で協定書案を作成（別添「企業派遣型地域活性化起業人協定チェックリスト」にて確認）
  - ③ 協定書に基づき協定を締結
  - ④ 人材の受入開始

**Q 2 副業型地域活性化起業人の制度活用までの流れは、どのようなものですか。**

- 「副業型地域活性化起業人」の制度活用までの大まかな流れは以下のとおりです。
  - ① 副業型地域活性化起業人になろうとする者と受入自治体のマッチング
  - ② 副業型地域活性化起業人になろうとする者と受入自治体との間で契約書等の案を作成（別添「副業型地域活性化起業人契約等チェックリスト」にて確認）
  - ③ 副業型地域活性化起業人になろうとする者は、勤務する企業等から、副業型地域活性化起業人として活動する旨及び副業形態等の承諾等を事前に得る（受入自治体への承諾書等の提出）
  - ④ 契約書等に基づき契約等を締結
  - ⑤ 副業の開始

**Q 3 シニア型地域活性化起業人の制度活用までの流れは、どのようなものですか。**

- 「シニア型地域活性化起業人」の制度活用までの大まかな流れは以下のとおりです。
  - ① シニア型地域活性化起業人になろうとする者と受入自治体のマッチング
  - ② シニア型地域活性化起業人になろうとする者と受入自治体との間で契約書等の案を作成（別添「シニア型地域活性化起業人契約等チェックリスト」にて確認）
  - ③ 契約書等に基づき契約等を締結
  - ④ 業務の開始

**Q 4 制度を活用するにあたっては、事前に総務省に制度活用の許可を取する必要がありますか。**

- 「地域活性化起業人」は特別交付税措置に基づく制度であり、制度の活用を総務省が許可するものではありませんので、事前に総務省に制度活用の許可を取る必要はありません。

**Q 5 制度の活用開始時期に期限はありますか。**

- 制度の活用はいつでも可能です。当該年度と来年度にまたぐ場合でも、6月以上の期間、継続して受入自治体に派遣される場合は対象となります（例：令和8年1月～6月までの6月の場合など）。なお、制度の活用開始時期に関わらず、特別交付税は年度末に措置されます。
- 派遣元企業に対する負担金など企業派遣型地域活性化起業人の受入れの期間中に要する経費（上限額 年間610万円／人）について、年度の中から企業派遣型地域活性化起業人の受入れを開始した場合は、月の初日を基準日として月割により計算した額を上限額とすることに御留意願います。
- また、副業型地域活性化起業人またはシニア型地域活性化起業人の受入れの期間中に要する経費のうち報償費等（上限額 年間100万円／人）について、年度の中から副業型地域活性化起業人またはシニア型地域活性化起業人の受入れを開始した場合は、月の初日を基準日として月割により計算した額を上限額とすることに御留意願います。なお、旅費については、支出した実額で措置されます（上限額 年間100万円／人）。

**Q 6 企業派遣型地域活性化起業人における、派遣元企業への負担金等は、総務省から派遣元企業に直接振り込まれますか。**

- 特別交付税は市町村に措置されるものですので、総務省から、派遣元企業に直接お支払いすることはありません。
- なお、企業派遣型地域活性化起業人への給与については、派遣元企業と受入自治体との協定書により定めていただくものです。

**Q 7 企業派遣型地域活性化起業人において、協定期間中に派遣元企業から派遣する者を変えてもいいでしょうか。**

- 企業派遣型地域活性化起業人は、「地域活性化起業人制度」推進要綱第3（1）①（イ）において、6月以上3年以内の期間、受入自治体に派遣され、地域独自の魅力や価値の向上等の業務に従事する者としています。
- 協定期間中に派遣する者を変えることは差し支えありませんが、派遣元企業から派遣された者について、派遣期間が継続した6月以上でない場合は、当該者は特別交付税措置の対象となりませんので、御留意ください。

**Q 8 支店、支社等から地域活性化起業人を受け入れることはできますか。また、三大都市圏外に本社、三大都市圏内に支社がある場合に、制度を活用することはできますか。**

- 地域活性化起業人になろうとする者が三大都市圏に本社機能を有する企業等に所属する社員であれば、三大都市圏外の支社、支店等から地域活性化起業人として受け入れることができます。
- ただし、企業等からの派遣の際、現に受入自治体の区域に勤務する者は除くこととしておりますので御留意ください。
- また、本社が三大都市圏外に所在する場合であっても、三大都市圏に所在する支社・支店において人事採用権を有し、支社・支店において地方自治体と協定締結が可能ななど、一部本社機能を有する支社・支店の場合は、支社・支店と地方自治体が協定を締結することによって活用可能です。

**Q9 企業派遣型地域活性化起業人について、受入自治体の区域内において月の半分以上の業務に従事できないやむを得ない事情がある場合、どのように対応すればよいですか。**

- 月の半分以上で受入自治体の区域内において業務に従事できないやむを得ない事情がある場合は、当該月の前月及び後月（派遣期間に限る）の中で、月の半分以上で受入自治体の区域内において業務に従事した日数を超えて、当該月の不足分の日数の業務に従事した場合は、当該月について半分以上受入自治体の区域内において業務に従事したものと見なします。
- やむを得ない事情とは、起業人としての業務の性質上、受入自治体以外の地方自治体への出張やイベント出展等のほか、忌引き、航空便・船の欠航、病欠、当人の責に帰さない事情等が想定されます。
- 例えば、全月開庁日を20日（10日以上受入自治体の区域内で業務の従事が必要）と仮定し、5月に月の半分以上業務に従事できなかった場合で、前月の4月及び後月の6月の中で半分を超えて受入自治体内で勤務した場合は、5月も半分以上勤務したもの（当該月、当該月の前月及び後月の「3月の合算」で半分以上を満たしていれば可）と見なします。

**【受入自治体での勤務日数例（開庁日20日と仮定）】**

起業人	4月	5月	6月	
A	10日	9日 ×	10日	5月は特交対象外
B	12日	8日 ○	10日	5月も特交対象
C	11日	8日 ○	11日	5月も特交対象

**Q10 企業派遣型地域活性化起業人について、同一の派遣元企業から同一の受入自治体が連続して企業派遣型地域活性化起業人を受け入れる場合、本制度の対象は3年を上限とすることとされていますが、グループ会社の企業から同一の地方自治体に派遣する場合は、続けて派遣してよいですか。**

- グループ会社は別の企業ですので、「同一の派遣元企業」には当たりませんが、実質的に、同一の派遣元企業から同一の受入自治体に対し、3年を超えて連続して派遣するようなことは適当ではありません。受入自治体において、企業及び企業のグループの実態を踏まえ、適切に判断してください。

**Q11 企業派遣型地域活性化起業人について、労災保険等はどちら（派遣元企業か受入自治体）が負担すべきなのでしょう。**

- 労災保険等の対応について、原則、協議により決定されるものと考えております。地域活性化起業人の身分によって、各種災害補償の対応可否が変動すると思われるので、受入自治体及び派遣元企業における規則等に則って協議により決定してください。

**Q12 三大都市圏外の指定都市、中核市及び県庁所在市に所在する企業の社員を企業派遣型または副業型により活用する場合に留意すべきことはありますか。**

- 三大都市圏に所在する企業の社員を活用する場合の受入自治体は、
  - ①三大都市圏外の市町村
  - ②三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村ですが、三大都市圏外の指定都市、中核市及び県庁所在市に所在する企業の社員を活用する場合の受入自治体は、上記①、②のうち、指定都市、中核市及び県庁所在市以外の市町村に限られますので、ご留意願います。（例えば、札幌市が仙台市に所在する企業の社員を活用することはできません。）
- また、企業が受入自治体と同一道県内に所在する場合は活用することはできません。

Q13 協定等を締結する際に留意すべきことはありますか。

- 「地域活性化起業人制度」は、市町村が、三大都市圏等に所在する企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置を講じるものです。
- よって、地域活性化起業人は、受入自治体の希望する業務内容に対応できるノウハウや知見を十分に有していることが必要であり、受入自治体においては、派遣元企業や副業型地域活性化起業人またはシニア型地域活性化起業人になろうとする者と十分に協議し、そのノウハウや知見を確認の上、協定等を締結してください。
- また、別添「チェックリスト」にて確認するほか、特に以下に御留意ください。
- 企業派遣型地域活性化起業人においては、入社後3月未満の者や、派遣期間中の主たる勤務地が受入自治体の区域内にない者は特別交付税措置の対象となりませんので、御留意ください。

なお、「派遣期間中の主たる勤務地」とは、以下の要件を満たす場合をいいます。

  - ・ 毎月の勤務日数を対象期間として、受入自治体の開庁日の半分以上で受入自治体の区域内において業務に従事すること。
  - ・ 派遣期間中の全期間において、受入自治体の開庁日の半分以上を超えて受入自治体の区域内にて業務に従事すること。
- 副業型地域活性化起業人またはシニア型地域活性化起業人においては、受入自治体での業務について、以下の要件を満たす場合に特別交付税措置の対象となりますので、御留意ください。
  - ・ 月4日以上かつ月20時間以上の勤務に相当する業務を行うこと。
  - ・ 受入自治体における滞在日数が月1日以上であること。

**Q14 地域活性化起業人として、同時期に2つの市町村へ派遣されること及び同時期に2つの市町村で副業を行うことは可能ですか。また、企業派遣型地域活性化起業人と副業型地域活性化起業人を兼ねることは可能ですか。**

- 地域活性化起業人については、企業派遣型及び副業型ともに、適切な就業時間の管理や労働者等の安全への配慮を実施する観点から、同一の人物が同時期に2つ以上の市町村で就業することはできません。
- また、同一の人物が同時期に企業派遣型地域活性化起業人と副業型地域活性化起業人を兼ねることもできません。
- なお、企業派遣型及び副業型ともに、同一の人物を同一の受入自治体において受け入れる場合、本制度の対象は3年が上限となります。同一の人物について、現在の受入自治体以外の他の市町村で新たに地域活性化起業人として受け入れる場合は、企業派遣型及び副業型ともに同制度の対象となります。

**Q15 副業型地域活性化起業人における留意点がありますか。**

- 企業等に勤務する者が、市町村で副業を行う際は、市町村と副業型地域活性化起業人になろうとする者との間で、業務委託契約や雇用契約を締結することになりますが、雇用契約を締結するにあたっては、厚生労働省の「副業・兼業のガイドライン（令和4年7月改訂）」を参考にしつつ、適切な労働時間の管理や労働者の安全への配慮を行ってください。
- また、業務委託契約を締結することも想定されますが、この場合であっても、就業時間が長時間とならないよう適切な配慮を行うほか、副業人材の健康確保に資する適切な措置を講じてください。なお、契約形式のいかんに関わらず、その活動の実態上、「労働者」と判断されれば、労働関係法令（具体的には労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等）が適用されますので、御留意願います。
- 副業を行うことにより、20万円以上の副収入がある場合は、個人による確定申告が必要となりますので、適切に対応するよう労働者等へ周知してください。

**Q16 副業型地域活性化起業人またはシニア型地域活性化起業人の業務委託の契約書等にはどのような記載が考えられますか。**

- 業務委託の契約書等については、主に以下のような項目を規定することが想定されます。
- ・ 名称・趣旨
  - ・ 委嘱
  - ・ 業務内容
  - ・ 業務形態
  - ・ 委嘱期間
  - ・ 報償費・旅費等 等

**Q17 副業型地域活性化起業人またはシニア型地域活性化起業人の受入自治体における滞在日数要件である「月1日」については、要件である「月4日」や「月20時間」に含めることができますか。**

- 受入自治体における滞在要件である「月1日」については、その業務内容に合わせ、要件である「月4日」や「月20時間」に含めても差し支えありません。
- なお、「月1日」の滞在要件は、受入自治体内での地域住民や職員との対面での交流など、本制度の趣旨である地方圏へのひとの流れや関係人口の創出・拡大のために必要な要件としております。

**Q18 一般社団法人やNPO法人等に所属する者は、地域活性化起業人の対象となりますか。**

- 一般社団法人やNPO法人等は、推進要綱別紙1②の「企業等」に該当しますが、地域活性化起業人の対象としては、定款等に基づき、その法人にて主たる活動に直接従事している者を対象とするものであって、単なる会員等は対象となりません。

**Q19 シニア型地域活性化起業人について年齢制限はありますか。**

- 年齢制限はありません。企業において培ったノウハウや本人のスキル等を踏まえて、受入自治体において適切に判断してください。

**Q20 シニア型地域活性化起業人の要件について、「おおむね5年以内」とありますが、退職後の期間はどのように確認すればよいですか。また、退職後5年を過ぎた者を活用することはできますか。**

- 退職後の期間については、受入自治体が、シニア型地域活性化起業人になろうとする者から退職証明書等の期間を証明できる書類の提出を求めるなどの方法により確認することを想定しています。
- 退職後5年を過ぎた者であっても、直ちに対象外となるものではありませんが、受入自治体において、在職時の職務内容、企業において培ったノウハウや本人のスキル等を十分に確認のうえ、地域活性化起業人として適任であるかどうかを、適切に判断し活用する必要があります。受入自治体においては、適任と判断した理由を十分に説明できるようにしてください。

**Q21 シニア型地域活性化起業人を活用する場合に留意すべきことはありますか。**

**【三大都市圏内に所在する企業等に在職していた者を活用する場合】**

- 三大都市圏内に所在する企業等に在職した経験があり、現在、三大都市圏内に居住する者をシニア型地域活性化起業人として活用することができます。
- また、企業在職時から三大都市圏外から通勤していたなど、三大都市圏外に居住する者については、在職時から転居していない場合に限り対象となります。ただし、現に受入自治体の区域内に居住する者を活用することはできません。（例えば、茨城県取手市に居住し、東京都に所在する企業に同市から通勤していた場合、退職後も転居していない場合は対象となります。ただし、取手市は当該者を活用することはできません。）

**【三大都市圏外の指定都市、中核市または県庁所在市に所在する企業等に在職していた者を活用する場合】**

- 三大都市圏外の指定都市、中核市または県庁所在市に所在する企業等に在職した経験があり、現在、以下のいずれかに居住する者をシニア型地域活性化起業人として活用することができます。
  - ・ 三大都市圏内
  - ・ 三大都市圏外の指定都市、中核市または県庁所在市
- また、企業在職時から、企業等が所在する指定都市、中核市または県庁所在市以外か

ら通勤していたなど、上記以外に居住している者については、在職時から転居していない場合に限り対象となります。ただし、現に受入自治体の区域内に居住する者を活用することはできません。

- また、在職していた企業が受入自治体と同一道県内に所在する場合は活用することはできません。

**Q22 地域活性化起業人の派遣元企業と請負契約を結ぶ蓋然性の高い業務に従事させないこととは、具体的にどのようなことでしょうか。**

- 現在、受入れ中の地域活性化起業人がいる場合に、派遣元企業の取り扱う事業分野に関する請負契約等の入札にあたり、仕様書や計画の作成などに当該起業人を参加させるなど、地域活性化起業人が所属していることで当該入札の公平性が疑われるような業務に従事させないことを想定しています。

自治体として説明責任が適切に果たされるよう、自治体の財務規則等に則った上で、地域活性化起業人の業務管理を行うようにしてください。

**Q23 月の途中で地域活性化起業人を受け入れた場合、月割により計算した額を算出する際に、受入月は算入してよいでしょうか。**

- 月の初日を基準日として月割により計算した額を上限額としますので、翌月分からの算入となります。

なお、月の初日が土日祝日の場合には、月の最初の営業日を基準日とすることも可能です。

**【別添】**

「企業派遣型地域活性化起業人協定チェックリスト」

「副業型地域活性化起業人契約等チェックリスト」

「シニア型地域活性化起業人契約等チェックリスト」